

日本国憲法

前文の基本原則

1. 国民主権
2. 基本的人権の尊重
 - 恐怖から免れる権利（自由権）
 - 欠乏から免れる権利（社会権）
 - 平和のうちに生存する権利（平和的生存権）
3. 平和主義

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第二項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

私たち分会は、憲法や平和、原発等による人権が脅かされている現在、基本に立ち返って考えると、上記の日本国憲法の前文の基本原則にあるように3つの原理の基本を国民の立場からも守る事が私たちが生きていく上で重要であると考えます。

職場の課題や生活を守る問題も山積していますが、平和・安全があつての事だと言えます。昨今、「集団的自衛権はあるが行使出来ない今の憲法がおかしいのではないか」という意見が出ていますが、過去の過ちを再び犯してはならないために、権力をもつたものを縛る今の平和憲法があるのです。

例えば、自動車の速度が200km/hまで出るようにはなっていますが、ルールや理性があるために安全速度で走行する意味と同じではないでしょうか。

私たち、私たちの子供たちのためにも、戦争のない平和な未来、安全な社会を創るためにも憲法第九条の趣旨に立って、私たち分会は今後も職場、地域から平和・安全を求めて取り組んでいきます。